所 /	属	健康福祉部 子ども家庭課		
担当(係):	以	子育て支援担当	内線	2634

小規模な放課後児童クラブに対する助成

< 長期構想推進重点政策枠事業 >

1 事 業 費 【財源内訳】 【主な使途】

(前年度 22,592)

2 背景・現状

小学生の保護者が就労等で昼間家庭にいない場合、生活の場を確保し、保育を提供する「放課後児童クラブ」は、県内においてもニーズが高まり、最近数年で利用数も急増している。

そのため、平成19年12月に策定した「安心して子どもを生み育てることができる 岐阜県づくり基本計画(岐阜県少子化対策基本計画)」に、平成23年度末までの設置 目標を「全小学校区」とし、放課後児童クラブ開設の拡充に取り組んでいる。

しかしながら、児童数が10人に満たない小規模な児童クラブは、国からの財政支援を受けられないため、県内の小規模な小学校区では、ニーズがあるのに放課後児童クラブを利用できない地域も存在する。

3 事業目的

国の補助が受けられない「小規模な小学校区」や「夏休みなどの長期休暇のみに開設する季節児童クラブ」に助成し、県内いずれの地域においても、きめ細かくニーズに応え、全小学校区での開設を目指す。

国庫補助条件 児童数10人以上 + 開設日数250日以上 児童数20人以上 + 開設日数200日以上

4 事業概要

小規模児童クラブ事業費等補助金(18,171千円) 補助率:県1/2 市町村1/2

- (1)小規模等児童クラブ
 - ・児童数 5 人以上で年間250日以上及び児童数10人以上で年間200日以上開設するクラブに対し、事業に必要な経費を助成
- (2)季節児童クラブ
 - ・児童数10人以上で、夏休みなどの長期休暇のみに年間30日以上開設するクラブに対し、事業に必要な経費を助成

(款)3 民生費 (項)4 児童福祉費 (目)(3)家庭児童福祉費 (明細書事業名) 児童健全育成費 小規模児童クラブ事業費等補助金